

萩市土づくり対策事業補助金交付要綱

制定 平成17年3月6日

改正 平成30年4月1日

改正 令和2年4月1日

改正 令和3年4月1日

改正 令和6年6月10日

(趣旨)

第1条 この要綱は、化学肥料の低減や良質な土づくりによる健全な農作物生産を図るため、堆肥の施用及び緑肥作物の作付けに取り組む者に対して、取組に係る経費の一部について補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象等)

第2条 市長は、毎年度予算の範囲内で事業に要する経費の一部を補助する。

- 2 前項の規定による補助の対象者、補助の対象となる経費、補助率及び補助金の額は、別表に定めるとおりとし、補助金の交付を受けることができる者は、市税等の滞納がない者とする。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の規定による補助金（以下、「補助金」という。）の交付申請をしようとする者（以下、「申請者」という。）は、堆肥及び緑肥作物種子（以下、「堆肥等」という。）を購入したその年度の4月1日から翌年の3月31日までに、別に定める書類を添えて土づくり対策事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下、「交付申請書」という。）及び市税等納付確認同意書（別記第2号様式）を市長に提出し、補助金の交付申請を行うものとする。

- 2 前項の申請は、堆肥等を購入した農業団体等の代表者をもって申請することができる。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、交付の適否及びその額を決定する。

- 2 市長は、前項により補助金を交付すべきものと決定したときは、必要な条件を付して土づくり対策事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式。以下、「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第5条 前条の決定通知書を受けた申請者は、代表者をもって補助金の請求を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な事由があると認めるときは、申請者は自ら補助金の請求をすることができる。

- 3 前2項に規定する請求は、土づくり対策事業補助金交付請求書（別記第4号様式）により行うものとする。

(補助金の支払)

第6条 市長は、前条の規定により請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に補助金を支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第7条 市長は、申請者が提出書類に虚偽の事項を記載し、又は添付書類の不正により受給資格を偽っていたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の取消しをしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(報告、調査及び指示)

第9条 市長は、補助金の交付について必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、堆肥等の購入に係る必要な物件を調査し、又は必要な事項を指示することができる。

(財産処分の制限)

第10条 申請者は、堆肥等を市長の承認を得ないで、他人に譲渡し、又は貸付けを行ってはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月6日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、合併前の旭村堆肥購入費助成金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月10日から施行し、令和6年度に係る事業から適用する。

別表（第2条関係）

項目	内容	
補助対象者	萩市内に所在地又は住所を有し、出荷・販売を目的として、市内の農地において農産物を生産する者であつて、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。 (1) 農業団体（農業団体とは、集落営農組織、農業生産法人、農業協同組合生産部会、中山間地域等直接支払集落協定等をいう。） (2) 認定農業者 (3) 認定新規就農者 (4) 人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体 (5) エコファーマー (6) 組織の規約及び代表者を定め、銀行その他の金融機関において口座を開設している上記(2)～(5)の者を含む農業者グループ	
補助対象経費	他の土づくり事業の補助制度等による補助金、環境保全型農業直接支払交付金等の交付を受けていない、次に掲げる経費。 (1) 市内の肥料製造販売登録業者から購入した堆肥の購入費（運搬費用を含む） (2) 緑肥作物の作付けに要する経費	
補助金の補助率又は交付単価	(1) 堆肥の施用	堆肥の購入費（税抜き）の1／3以内（運搬費用を含む）
	(2) 緑肥作物の作付け	播種面積10a当たり3,000円とする。 交付対象面積は耕作面積（共済細目書記載面積等）の内、実際に緑肥作物種子を播種した面積とし、畦畔、法面は含まないものとする。
補助要件	(1) 堆肥の施用	適正な時期に堆肥散布を行うこと。
	(2) 緑肥作物の作付け	(1) 種苗メーカーのカタログや山口県の栽培技術指針等に記載された標準播種量程度の種子を播種すること。 (2) 適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫を行わず、適正な時期に作物体を全て土壌に還元すること。 (3) 販売事業者から購入した品質が確保された緑肥作物種子を播種すること。